

ご旅行条件書

日立埠頭株式会社

この書面は旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5に交付する契約書面の一部になります。お申込みいただく前に必ずお読みください。

1 募集型企画旅行

この旅行は、日立埠頭株式会社（以下当社といいます。）が企画募集して実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。又契約の内容・条件はこの書面による他、パンフレット、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約）によります。旅行業約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 お申し込みの方法と契約の成立

(1) 当社が定めた申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の中込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。

旅行代金	15万円未満	15万円以上30万未満	30万円以上
お申込金 (おひとり様)	20,000円以上	30,000円以上	50,000円以上

- (2) 電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、予約の時点では契約成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日から起算して7日以内に、前項に定める金額の申込金と申込書を提出していただきます。なお、お客様からの当該期間内に申込金の提出がなされないときには当社は予約がなかったものとして取扱います。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものです。
- (4) 募集型企画旅行の参加に際し特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込み時に申し出てください。このとき当社は可能な範囲でこれに応じます。

3 お申し込み条件

- (1) 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。
- (2) イ)お体のご不自由な方 ロ)健康を害している方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。健診診断書の提出を必要によりお願いすることがあります。
- (3) 6ヶ月未満のお子様、妊娠6ヶ月を過ぎたご婦人はご乗船できません。
- (4) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または加療

を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但しコースにより別途条件でお受けける場合がございます（手配旅行）
- (6) お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無、復帰予定日時等について必ず係員にご連絡いただきます。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼしました（団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (8) その他、応募旅行者数が募集予定期に達しないとき、当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4 旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって国内の場合は30日目に当たる日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのばって国内の場合は30日目以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機等の交通機関の運賃・料金
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の運賃・料金
- (3) 旅行日程に明示した宿泊・食事・観光・船内イベント参加費用

6 旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金の中に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 飲料代、クリーニング代、電報・電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (2) 疾病、傷害に関する治療費およびそれに伴う諸費用
- (3) 集合地までおよび解散地からの交通費、宿泊費、食事代その他個人的費用
- (4) 希望者のみ参加する各寄港地でのオプショナルツアーの旅行代金
- (5) ご希望によりお一人部屋を利用される場合の追加料金
- (6) 任意の旅行傷害保険料ならびに携帯品保険料
- (7) 船室クラス変更による追加代金
- (8) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料

7 契約内容の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運動計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的港の変更等）、その他当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行行程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することができます。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

8 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。
- (2) 全号の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (3) 前々号の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用の増加を伴う契約内容の変更（いわゆる運送・宿泊機関の過剰予約等のように、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備を利用できない場合を除きます。）がなされたときは、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金の額を変更することができます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することができます。なお、その場合旅行契約を解除されたお客様より所定の取消料をいただきます。

9 旅行契約の解除

A 旅行開始前

(1) お客様による解除

お客様はいつでも次に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。

国内クルーズ（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）

旅行契約の解除日	取消料
20日前～8日前まで	旅行代金の20%
7日前～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の無連絡参加	旅行代金の100%

国内チャータークルーズ4日間以上（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）

旅行契約の解除日	取消料
60日前から41日前まで	旅行代金の10%
40日前から31日前まで	旅行代金の20%
30日前から21日前まで	旅行代金の30%
20日前～8日前まで	旅行代金の50%
7日前～前日	旅行代金の80%
旅行開始日の当日	旅行代金の100%

国内チャータークルーズ4日間以内（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）

旅行契約の解除日	取消料
50日前から41日前まで	旅行代金の10%
40日前から31日前まで	旅行代金の20%
30日前から21日前まで	旅行代金の30%
20日前～8日前まで	旅行代金の50%
7日前～前日	旅行代金の80%
旅行開始日の当日	旅行代金の100%

国

（ア）当社の責任とならない渡航手続き上の事由等に基づき、お取り消しになる場合も上記の取消料をお支払いいただきます。

（イ）お客様は次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

（a）契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第14項の表（1）に掲げるものの、その他の重要なものである場合に限ります。

（b）第9項の（2）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（c）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（d）当社がお客様に対して、第17項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。

（e）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

（2）当社の解除権

（ア）お客様が第4項に記載する期日までに旅行代金を支払わなければいけないときは、当該期日の翌日において、お客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合には、お客様は当社に対し（1）の（ア）に定める取消料に相当する額の違約金を支払わなければなりません。

（イ）当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

（ア）お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

（イ）お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

（イ）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

（d）参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

（e）スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しない恐れが極めて大きいとき。

（f）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（ウ）当社は（イ）の（d）に掲げる事由により、募集型企画旅行を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行に

（エ）あっては13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目（特定日に旅行を開始するものについては3日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

B 旅行開始後

（1）お客様による解除

（ア）お客様のご都合により途中で離团された場合は、お客様の権利放棄とみなしけい払い戻しをいたしません。

（イ）お客様の責に帰すべき事由に寄らず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときまたは当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領する部分に係る金額をお客様に払い戻します。

（2）当社の解約権

（ア）当社は次に掲げる場合においては、旅行開始後であってもお客様にあらかじめ理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解約することができます。

（ア）お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

（イ）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員や係員の指示に従わないなど団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

（イ）天災地変、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。

（イ）当社が（ア）の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

（ウ）当社は（ア）の場合において旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

（エ）当社が（ア）の（a）、（c）により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担とします。

10 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

（1）お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従ったサービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。

- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、又、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後のサービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) 本項(1)、(2)の業務は、同行する添乗員によって行われますが、添乗員が同行しない場合は、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）により行われ、その者の連絡先は確定書面（最終旅行日程表）に明示いたします。

1 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させたものの故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責任に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 次に掲げるような理由によりお客様が損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック又はこれのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- (イ) 運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。

(エ) 自由行動中の事故

- (オ) 食中毒。
- (カ) 盗難。
- (キ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮。
- (3) 当社は手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項ただし書きの規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して国内旅行にあっては14日以内に海外旅行にあっては21日以内に当社に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償いたします。

1.2 特別補償

- (1) 当社は前項にもとづく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害に

ついて、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一对については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

- (2) 当社が、募集型企画旅行契約第2.7条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔、運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーター・ハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアーや）については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいいたしません。

1.3. 旅程保証

- (1) 当社は次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし、次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、当該変更について、当社の第1.2項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、この限りではありません。
- (ア) 次に掲げる事由による変更是、当社は変更補償金をお支払い致しません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

- (a) 天災地変
(b) 戦乱
(c) 暴動

(d) 官公署の命令

- (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (g) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (イ) 第1.0項の規定により募集型企画旅行契約が消滅された部分にかかる変更

- (2) 上記にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に1.5%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。
- (3) 当社が（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第1.2項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があつた事項の変更	2.5	5.0

1.4 お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったとき、当

・社はお客様に損害の賠償を申し受けます。

15 旅行条件の基準期日

パンフレットに記載のものが適用されます。

16 最終日程表

確定された最終日程表は旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に申込みされた場合には出発当日）までにお渡しします。なお交付前であってもお問い合わせいただければ迅速かつ適切にこれに解答いたします。

日立埠頭株式会社（茨城県知事登録旅行業2-628号）

〒319-1223 茨城県日立市みなと町14番1号

Tel 0294-53-9313 国内旅行業務取扱管理者：寺門 達也

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からのご説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

17 その他

- (1) 当社がかかる場合も旅行の再実施しません。
- (2) お客様の個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の治療に伴う費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している出発地を出発（集合）してから、当該地に帰着（解散）するまでとなります。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がございますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由に如何にかかわらず当社は第12項（1）ならびに第14項（1）の責任を負いません。
- (6) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子様に適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で船泊やホテルのベッド、航空座席を使用しない方に適用します。